特記仕様書（電気設備）

1．工事概要

1．工　事　名　　沖縄市野球場周辺広場等整備工事

2．工 事 場 所　　沖縄市諸見里二丁目１番１号

3．建 物 概 要

建 物 名 称	構　造	階　数	延べ面積（㎡）	用 途 区 分
				消防法施行令別表第一
1．				
2．				
3．				
計				

4．工事種目（◯印を付けたものを適用する）　　（注：延べ面積は建築基準法による表記）

建物別及び屋外 ＼ 工事種目	工　事　種　目					
	施設内					屋外
⊙電　灯　設　備	⊙新設　一式	・　一式				
・動　力　設　備	・　一式	・　一式				
・雷　保　護　設　備	・　一式	・　一式				
・受　変　電　設　備	・　一式	・　一式				
・電　力　貯　蔵　設　備	・　一式	・　一式				
・発　電　設　備	・　一式	・　一式				
・構内情報通信網設備	・　一式	・　一式				
・構　内　交　換　設　備	・　一式	・　一式				
・情　報　表　示　設　備	・　一式	・　一式				
・映　像・音　響　設　備	・　一式	・　一式				
・拡　声　設　備	・　一式	・　一式				
・誘　導　支　援　設　備	・　一式	・　一式				
・テレビ共同受信設備	・　一式	・　一式				
・監　視　カ　メ　ラ　設　備	・　一式	・　一式				
・駐　車　場　管　制　設　備	・　一式	・　一式				
・防犯・入退室管理設備	・　一式	・　一式				
・自　動　火　災　報　知　設　備	・　一式	・　一式				
・中　央　監　視　制　御　設　備	・　一式	・　一式				
⊙構　内　配　電　線　路						⊙新設　一式
・構　内　通　信　線　路						・　一式
・テレビ電波障害防除設備						・　一式

5．設備概要（◯　印を付けたものが該当する）

項　目	概　要
1　電気方式	高　圧　・三相３線式　・6.6kV　60Hz 低　圧　・三相４線式　・200V　60Hz ⊙単相４線式　⊙200/100V　60Hz ・単相３線式　・200V　100V　60Hz ・直流２線式　・100V
2　電気契約種別	・従量電灯　・低圧電力　・業務用電力 ・高圧電力（・　A・　B）　・その他

6．本工事の設計時期
　本工事設計書は平成２５年　９月時点での建築工事積算基準及び労務単価、資材単価等に基づいて作成している。

7．県産資材の優先使用
　本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ規格、品質、価格等が適正である場合は
　これを優先して使用する。なお、使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

8．公共事業労務費調査に対する協力
（１）本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、
　必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても、同様とする。
（２）調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。
　また、本工事の完成後においても同様とする。
（３）公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って
　就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を
　適切に行っておかなければならない。
（４）本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係るニ
　次以降の下請人を含む。）が前３項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

9．暴力団員等による不当介入の排除対策
　請負人は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに
関する合意書」（平成１９年７月２４日）に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが
　判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
（１）暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の
　警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
（２）暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
（３）暴力員団等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

10．ワンデーレスポンスの実施
（１）この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
　・ワンデーレスポンスとは、請負者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。
　ただし、即日回答が困難な場合は、いつまで回答が必要なのかを請負者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を
　「その日のうち」にすることである。
（２）請負者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行うこと。
（３）請負者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告すること。
（４）効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

11．工事監督業務の一部委託
（１）本工事は、発注者又は建設工事請負契約書（以下「契約書」という。）が行う監督業務の一部を委託し、職員以外のもの（以下「管理技術者等」という。）が監督業務
　の一部を実施する。
（２）受注者又は契約書第10条に定める現場代理人及び主任技術者等（以下「現場代理人等」という。）は、管理技術者等が監督員に代わり
　現場で立会等をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。
　ただし、管理技術者等は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しない。
（３）監督員から現場代理人等に対する支持または通知等は管理技術者等を通じて行うことがあるので、この際は監督員から直接指示又は通知等があったものと同等である。
（４）監督員の指示により、現場代理人等が監督員に対して行う報告又は通知等は管理技術者等を通じて行うことができるものとする。

12．本工事と関連する工事を本工事受注者と随時契約する場合の取り扱いについて
　本工事と関連する工事を本工事受注者と随時契約する場合にあたって、関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率（元契約額／元設計額）を
　関連工事の設計額に乗じるものとする。

13．下請業者の県内企業優先活用
　請負業者は、下請契約の相手方を県内企業（主たる営業所を沖縄県内に有する物。）から選定するように努めなければならない。

14．不発弾等発見時の処理について
　本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督員を通して関連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室防災危機管理課
及び沖縄県土木建築部技術管理課に報告すること。
　また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
　なお、これについては、下請業者へも周知すること。

2．工事仕様

1．共通仕様
（１）図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
　（平成２２年版）」（以下「標準仕様書」と言う。）、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成２２年版）」
　（以下「改修標準仕様書」と言う。）及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（平成２２年版）」（以下「標準図」と
　と言う。）による。
（２）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。なお、機械設備
　工事の工事仕様書は（　／　）図、建築工事の工事仕様書は（　／　）図による。
2．特記仕様
（１）章及び項目は番号に◯印のついたものを適用する。
（２）特記事項において選択する事項は　◯印の付いたものを適用する。但し◯印のない場合は※印を適用する。
　◯印と※印のついた場合は、共に適用する。

章	項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1 工事実績情報の登録	請負金額が５００万円以上の工事については、工事実績情報を作成し（財）日本建設情報総合センターに登録する。
	2 施工体制台帳・体系図の提出	本工事を施工するために、締結した下請契約の代金の総額が３，０００万円以上になる工事は、施工体制台帳等を提出する。
	3 工事保険等	1）建設業退職金共済に加入し、以下の項目を厳守すること （1）建退共制度の発注者用掛金収納書を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 （2）当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示する。 （3）未加入下請業者に対して加入を指導する。 2）建設労災補償共済に加入 （1）建設労災補償制度への加入証明書等を契約後１ヶ月以内に契約者に提出する。 3）火災保険、組立保険、賠償責任保険、その他の保険に加入する。 （保険期間は、原則として工事着工日から工期最終日＋１４日以上とする）
	4 官公署への手続き	工事の着手、施工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は請負者の負担とする。
	5 機材等	⊙ 別紙機器仕様書又はこれらと同等のものとする。（製品番号は参考で限定しない） ⊙ アスベストを含有していないこと。 ⊙ 機材は監督員の承諾を受ける。
	6 機材の品質・性能証明	設備機材は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明資料を監督員に提出する。
	7 電気工作物の種類	⊙ 一般用電気工作物　・　事業用電気工作物
	8． 主任技術者等の資格	下記の区分の主任技術者を置き、資格を証明する資料を提出すること。 ・ 資格の区分１） 次の（イ）又は（ロ）に掲げる者 （イ）建設業法（昭和２４年法律第１００号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、 １級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）技術士法（昭和５８年法律第２５号）による第二次試験のうち、技術部門を電気・電子部門又は 建設部門に合格した者 ・ 資格の区分２） 次の（イ）又は（ロ）に掲げる者 （イ）技術検定のうち、１級又は２級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者 （ロ）資格の区分１）の（ロ）に掲げる者 ・ 資格の区分３） 次の（イ）又は（ロ）に掲げる者 （イ）建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者。 （ロ）昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 ※　入札説明書による。
	9． 電気保安技術者	本工事に標準仕様書第１編１．３．２でいう電気保安技術者をおき電気工作物の保安業務を行う。
	10． 監督員事務所	※ 設ける（　号・・・建築標準仕様書による）　・　設けない
	11 工事用仮設物	構内につくることが（ ※できる　・　できない）
	12 工事用電力、水・その他	本工事に必要な工事用電力、水等の費用は請負者の負担とする。
	13 残土処分	・ 構内の指示場所に敷きならし　⊙ 構外搬出適切処理
	14 発生材の処理等	1）再生資源利用（促進）計画書の提出 建設リサイクルガイドライン（平成１０年８月４日付け建設省技調発１６７号、建設省経事発第２２号）に基づき、工事着手時に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、 また、工事完了時に同計画書の実施報告書（書式は同一）を監督員に提出するものとする。 なお、提出に当たっては国土交通省のホームページで提出されているCREDAS（クレダス）入力システムで 作成したデータ形式により行うこと。 2）発生材の処理は次による。 （1）引渡しを要するもの　・　無　・　有（　　） （2）再生資源化を図るもの　・　無　・　有（　　） （3）特別管理産業廃棄物　・　無　・　有（　・　ＰＣＢ使用機器　・　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令等に従い適切に処理する。 また、撤去したＰＣＢ機器については、ＰＣＢ管理台帳を監督員に提出する。 3）1）～2）以外の発生材の処理 ・ 構内の指示場所に集積　　・ 産業廃棄物処分場に搬出処理　距離　ｋｍ ・ 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、 産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので適正に処理すること。 建設廃棄物の搬出 請負者は、工事で発生した建設廃棄物について、原則としてゆいくる材の認定を受けた施設又はゆいくる材の認定を受けていないが、再資源化後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出すること。 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前述に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から、運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。
	15 施工中の安全確保及び環境保全	※「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成９年建設省告示第１５３６号）」に 基づき、指定された建設機械を使用する。 ※「建設機械に関する技術指針（平成３年建設省通知第２４７号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。
	16 足場・さん橋類	⊙ 別契約の関係請負者が定置した物は無償で使用できる。 ・ 本工事で設置とする ・ 改修工事標準仕様書第１編２．２．２によるほか下記による。 ・ 内部仮設足場等（　・　　種・　　種・外部仮設足場等（　・　　種　　種） ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省基発第0424001号　平成21年４月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」により行うこと。

	17 工事写真	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方（建築設備編）」によるほか、監督員の指示による。 ※ 電子媒体（電子納品運用ガイドライン（案）〔営繕事業編〕による。） ⊙ 上記以外
	18 埋戻し土、盛土	⊙ 根切り土の中の良質土　　・ 山砂の類
	19 環境への配慮	ゆいくる材の利用 工事で使用するリサイクル資材は、原則「ゆいくる材」とする。 ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用できる。 ゆいくる材以外の再生資材を使用する場合も「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品質管理を 実施すること。また、ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、新材を使用すること。
	20． 材料の品質等	ゆいくる材の品質管理 ゆいくる材の品質管理にあたっては、「標準仕様書」等のほかに、「ゆいくる材品質管理要領」に基づいて行うこと。 請負者は、工事請負金額が５００万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手後に（財）沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 請負者は、路盤材のサンプル送付試験のサンプル採取、及び現場への資材初回搬入時と敷均し転圧完了後の現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 請負者は、路盤材の現場簡易試験が終了した場合、速やかに監督員に試験結果を報告しなければならない。
	21 電線管	電線管は図示によるほか下記による。 （1）屋内露出　・ ねじなし電線管　・ 薄鋼電線管　⊙ ＨＩＶＥ （2）屋内いんぺい　・ ＰＦ管（一重管） コンクリート埋設　・ ＣＤ管　・ ＰＦ管（一重管） （3）屋外露出　・ ＨＩＶＥ　・ 厚鋼電線管 （4）土中　⊙ ＦＥＰ管　・ ＨＩＶＥ　・ ＶＥ （5）可とう電線管　・ 二種金属製可とう電線管
	22 電線類	電線類の材料は図示によるほか下記による。EM電線等で規格などのないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料により構成されているものとし、次の記号、仕様による。

記　号	仕　様
EM－ＵＴＰ	ＪＩＳ Ｘ ５１５０（ＵＴＰ）に準じ、シースにＪＣＳ規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM－ＭＥＥＳ	ＪＣＳ ２７１（ＭＶＶＳ）に準じ、シースにＪＣＳ規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの
EM－ＥＢＴ	ＥＢＴ（電子ボタン電話用ケーブル）に準じ、シースにＪＣＳ規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの

	23． 位置ボックス	位置ボックス（　・金属製　・ 合成樹脂製）
	24． 耐震施工	1）設備機器の固定は、すべて「建築設備耐震設計・施工指針（２００５年版）」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）により行う。 なお設計用水平地震力は、次に示す設計用水平震度（下表中、固定の機器／防振支持の機器／水槽類）に、機器の重量を乗じたものとする。また設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。 ⊙特定の施設

設置場所	重要機器	重要以外
最上階、屋上及び塔屋	2.0/2.0/2.0	1.5/2.0/1.5
中間階床	1.5/1.5/1.5	1.0/1.5/1.0
地階及び１階床	1.0/1.0/1.5	0.6/1.0/1.0

・一般の施設

設置場所	重要機器	重要以外
最上階、屋上及び塔屋	1.5/2.0/1.5	1.0/1.5/1.0
中間階床	1.0/1.5/1.0	0.6/1.0/0.6
地階及び１階床	0.6/1.0/1.0	0.4/0.6/0.6

重要機器類は次のものを示す
・ 配電盤　・ 発電装置　・ 交流無停電電源装置
・ 直流電源装置　・ 交換機　・ 火災報知受信機
・ 中央監視装置　・ その他（ 防災列盤 ）
最上階の定義は次による。
６階以下の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階以上の場合は上層４階とする。
2）地中配線
建物への配線引込部の耐震処理（※ＦＥＰ方式　・ 地中箱方式）

	25． 最上階の埋設配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋設配管は、原則として行わない。
	26 ステンレス鋼材	図面及び共通仕様書に記載されていない場合は、ＳＵＳ３０４とする。
	27． 金属製電線管の塗装	露出配管のうち下記の部分は、塗装を施す。 ・ 屋外　・ 屋内（電気室、機械室、ＥＰＳ、居室、廊下） 溶融亜鉛めっき鋼材製のボール及びアームは塗装しない。ただし、図面に特記がある場合は、それによる。
	28 他工事との取り合い	1）別表－１による（配線は接続を含むものとする）ただし、図示されたものを除く。 2）各項目に必要な位置、大きさ、数量等は他工事の施工に支障をきたさないように速やかに明示し、監督員と打ち合わせる。
	29 ＣＡＤデータの貸与	・本工事では設計図ＣＡＤデータを貸与するものとし、貸与されたＣＡＤデータを本工事における施工図または完成図の作成のため以外に使用してはならない。
	30 完成図及び保全に関する資料	1）本工事は電子納品対象工事とする。 （1）工事完成時の提出図書は電子媒体（ＣＤ－Ｒ）で納品する。電子納品に関する基準は、「電子納品運用ガイドライン（案）」〔営繕事業編〕によるほか、監督員の指示による（署名捺印の取扱いは同ガイドライン（案）によるほか、監督員と協議すること）。 （2）納品する電子媒体は、財団法人沖縄県建設技術センターにおいて収録内容の確認を受けた後に、同センター発行の確認証とともに提出する。 2）保全に関する資料 ※ 電子納品により提出するＣＤ－Ｒに格納する。 ・ 監督員の指示による。 3）ゆいくる材に関する資料 請負者は、完成通知書の添付書類として以下の書類及び電子データを監督員に提出しなければならない。 ゆいくる材利用状況報告書 ゆいくる材出荷量証明書 再生資源利用実施書・同利用促進実施書 監督員に提出された上記の書類は、監督員より（財）沖縄県建設技術センターへ提出された後、技術センターから監督員あてに「再生資源関係書類最終確認証」を発行するので、請負者は、監督員からこれを受領して、完成検査時、検査官に提示しなければならない。
	31 電子納品業務	※電子化する費用は共通費に含まれるものとする。
	32 試験成績表及び測定表	・ 工事完成後、監督員の指示により下記の試験成績表及び測定表を提出する。 ⊙ 構造 ⊙ 性能 ⊙ 動作 ・ 耐電圧 ⊙ 絶縁抵抗 ⊙ 接地抵抗 ⊙ 照度測定表　⊙ その他監督員の指示による。
	33 色彩等の指示	⊙ 監督員の指示による。
	34． フラッシュプレート	・ 樹脂製　・ 黄銅ＷＢ製　・ ステンレス製・ 鉄金属製
	35． プレートの用途別表示	・ ジョイントボックス及び器具を実装しないプレートには、略表などを用いて用途を明示する。
	36 接　地　極	図面に特記なき場合の接地極の材料は下記による。なお、接地棒ＥＢ（Ｄ＝１４）の長さは１，５００㎜とする。ただし、Ｄ＝１０は１，０００㎜、Ｗ＝４０は１，２００㎜、Ｗ＝３０は９００㎜とする。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極
共同接地	E A~D	Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 組
共同接地	E A,C,D	Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 組
A種接地	E A	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 2組
B種接地	E B	Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 組
C種接地	E C	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 組
D種接地	E D	１００Ω以下	EB（D＝10又はW＝30）×1
高圧避雷器用	E LH	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 2組
低圧避雷器用	E LL	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 2組
雷保護用	E L	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）× 連－ 組 EP
交換機用	E T	Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 組
通信用	E AT	１０Ω以下	EB（D＝14又はW＝40）×3連－ 2組
通信用	E DT	１００Ω以下	EB（D＝10又はW＝30）×1
電話引込口の保安器用	E LT	１００Ω以下	EB（D＝10又はW＝30）×1
測定用	E O		EB（D＝10又はW＝30）×1

3.7 呼び線 ⊙ 長さ１m以上の入線しない電線管には、１．２mm以上の被覆鉄線を挿入する。

3.8 予備品等 標準仕様書によるものの他、監督員の指示による。

3.9 施工の安全確保 「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」により、
施工の安全確保を図ること。

40. 化学物質の検査 ※建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定

※実施する ・実施しない

測定対象の化学物質は下記のとおりとする。

測定対象化学物質	濃度指針値（２５℃の場合）
・ホルムアルデヒド	０．０８ｐｐｍ
・トルエン	０．０７ｐｐｍ
・キシレン	０．２０ｐｐｍ
・パラジクロロベンゼン	０．０４ｐｐｍ
・エチルベンゼン	０．８８ｐｐｍ
・スチレン	０．０５ｐｐｍ

測定方法に関する基準

・「官庁営繕部における平成１５年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の
抑制に関する措置について」（国営建第１号平成１５年４月１日）による。

・「学校における室内空気汚染対策について」（Ｈ１５ス学健第１１号平成１５年７月４日） による。

・その他（ ）

測定対象室及び測定箇所（ ）

※測定対象化学物質が、濃度指針値を越えた濃度で検出された場合には、引渡しは受けない。

41. 情報共有システムの使用 ・本工事は、沖縄県が指定する沖縄県ＣＡＬＳシステム（情報共有システム）を使用する。
現場事務所等に、沖縄県ＣＡＬＳシステムが使用可能な下記程度のインターネット環境及びパソコンを整えること。
なお、現場状況等により、当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。
沖縄県ＣＡＬＳシステム（情報共有システム）とは、工事の施工期間中において、受発注者間でインターネットを介して、
打合簿、図面等の各種データのやり取り（決裁を含む）を行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを
共有・交換するものである。（※設計金額１千万円以上の工事は原則として使用する。）

42. 沖縄県ＣＡＬＳシステム使用許諾料の支払い ・ 請負者は、沖縄県ＣＡＬＳシステムの使用許諾料を、沖縄県がＣＡＬＳシステム運営業務を委託している者に支払うこと。

43. 支払証明 ・ 沖縄県ＣＡＬＳシステム使用許諾料を支払ったときは、すみやかに監督員に支払いの事実を報告し確認を受けること。
（支払いの事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を提出）

44 工事の一時中止に係る事項 ※工事の一時中止に係る計画の作成
（１）建設工事請負契約約款第２０条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における
工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者の数、搬入材料及び建設機械
器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に
関する基本的事項を明らかにする。
（２）工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

45. 交通安全管理 国道５路線及び県道７路線における警備業者が行う警備業務に関する検定合格警備員の配置
（沖縄県公安委員会告示第１６３号）
・ 配置する （ ヶ月× 人） ※ 配置しない

46. 防火区画の処理 ・ 防火区画に配管及び配線の貫通がある場合には、国土交通省共通仕様書に準拠する施工とする。

② 電灯設備

1. 蛍光灯器具 蛍光灯器具（誘導灯は除く。）の安定器の回路方式、電圧は図面に記載のない場合は次による。

	蛍光灯の種類	回路方式	電圧
環形		ＥＬ	１００Ｖ
直管形	１５形以下	ＧＬ	１００Ｖ
	２０形 防雨形器具、防湿型器具及び電池内臓形非常用照明器具	ＧＬ	１００Ｖ
	４０形	ＲＨ	Ｖ
コンパクト形	Ｄ	ＥＬ	１００Ｖ
	Ｈ Ｐ	ＰＮ	Ｖ
	防雨形器具・防湿型器具	ＧＬ	１００Ｖ
Ｈｆ形	図面に記載のない場合	ＰＮ	Ｖ

2. 配線方式 ⊙ ケーブル配線 ⊙ 配管（・金属管 ・ 硬質ビニル管 ・CD管 ・ ＰＦ管）・ その他（ ）

3. フロアボックス ・ アウトレットボックス・ フロアボックスカバー（ ・ 水平高低調整付 ・ その他）

・ フロアプレート・ アルミ合金製 ・ 砲金製

4. 吊りボルト

種 類	ボルト本数
電池内蔵形埋形蛍光灯器具３０形以上 電池内蔵形蛍光灯器具２０ （１６） 形×１以上	１以上
蛍光灯器具２０（１６）形×２以上、４０（３２）形×１以上	２以上
蛍光灯器具２０（１６）形×４以上、４０（３２）形×５以上	４以上

備考：コンパクト形蛍光灯器具、ＨＦ蛍光灯器具は、上表に準じ原則として器具の背面形式に適合した本数とする。

5. 分電盤 埋込形分電盤から天井まで予備配管を、予備回路が４回路以下は（ＰＦ２２）を１本、５回路
以上は、（ＰＦ２２）を２本施工する

6. 非常用照明装置の電源 ・電池内蔵型・電源別置型（・蓄電池設備 ・蓄電池設備と発電設備 ・発電設備）

7. ＶＶＦケーブルのジョイントボックス ・アウトレットボックス ・プルボックス ・ＶＶＦ用ジョイントボックス
・送り端子付きの照明器具はジョイントボックスを省略してよい

③ 動力設備

1. 配線方式 ・ケーブル配線 ・配管（・金属管・硬質ビニル管・CD管・ＰＦ管）
・その他（ ）

2. 電動機の接地 ・単独接地 ・金属管接地 ・接地専用式
（注：１１ｋＷ以上の電動機は、専用の接地線により接地する）

3. ポンプ制御盤 本工事に ・含む ・含まない

4. 低圧コンデンサー 本工事に ・含む ・含まない

5. 機器への接続 ・本工事制御盤より別途電動機への接続は本工事とする。

4 雷保護設備

1. 受雷部 ・ 突針 ・ むね上導体
2. 避雷導線 ・ 引下げ導線 ・ 建築構造体利用
3. 接地極 ・ 接地極埋設（１０Ω以下） ・ 建築構造体利用
4. 測定用補助接地極 ・ 設置する

5 受変電設備

1. 設備方式 ・ 屋内形 ・ 屋外形（ＳＵＳ－３０４ ＷＰ）
2. 受電点の遮断容量 ＭＶＡ
変圧器 三相 ・ 油入 ・ モールド
変圧器 単相 ・ 油入 ・ モールド
3. 主要機器 ・ 高圧側設置 ・ 低圧側設置 ・ 高調波対策設置
自動力率調整 ・ する ・ しない
4. 進相コンデンサー 別図（受変電設備仕様）による。
5. 仕様詳細

6 発電設備

1. 形式 ・ 配電盤搭載形 ・ 配電盤別置形 ・ キュービクル式
2. 発電機 電気方式 三相３線式 ・ ｋＶ ・ ２００Ｖ ６０Ｈｚ
定格出力 ｋＶＡ以上
3. 原動機 ・ 往復動内燃機関（ ・ ディーゼル機関 ・ ガス機関） ・ ガスタービン
・ 非常用 ・ 防災用（消防法認定品） ・ 常用
定格出力 ・ ｋｗ以上
始動方式 ・ 電気式 ・ 空気式
冷却方式 ・ 水冷循環式 ・ ラジエーター式
4. 燃料等 種 類 ・ 軽油 ・ 灯油 ・ Ａ重油 ・ 燃料ガス
燃料小出槽 搭載型
燃料槽 ・ あり Ｌ（・ 共用 ・ 単独） ・ なし
機器燃料槽容量１００％を納入する。
5. 連続運転可能時間 ・ 連続運転可能時間 メーカー仕様による
6. 仕様詳細 別図（発電設備仕様）による。
7. その他 騒音規制値 ｄＢ以下 排気ガスに含まれる窒素酸化物値 以下

7 構内交換設備

1. 工事範囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 機材取付
2. 保安用接地 ・ 本工事 ・ 別途工事
3. 交換機 ・ 分散中継台式 ・ 局線中継台式 ・ その他（ ）
4. 本配線盤 ・ 自立フレーム（ ・ 片面形 ・ 両面形） ・ 交換機一体形
5. 電源装置 ・ 総合電源装置 ・ 据置形電源装置 ・ 交換機一体形
6. 電話機 ・ 内線電話機 ・ 局線受付電話機 ・ ボタン電話機
7. その他

8 情報表示設備

1. 出退表示盤 ・ 発光ダイオード ・ 液晶式 ・ プラズマ式
2. 発信器 ・ 液晶式 ・ その他
3. 制御装置 停電補償付 ・ 壁掛形 ・ 据置形
4. 親時計 ・ 水晶式 ・ 壁掛形 ・ ラック組込
5. 子時計 ・ 有 ・ 無
6. プログラムタイマー及電子式チャイム ・ プログラムタイマー組込 ・ 電子式チャイム組込

9 映像音響設備

1. 映像装置 ・ 映像装置
2. 音響装置 ・ 音響装置
3. 仕様詳細 別図（映像、音響設備仕様）による。
4. その他 ・ 非常放送 ・ 一般放送

10 拡声設備

1. 工事種別 ・非常放送 ・一般放送
2. 増幅器 型式 ・卓上形 ・壁掛形 ・キャビネットラック形 ・デスク形 定格出力３６０Ｗ１０回線
3. スピーカー ・ 壁掛形 ・天井埋込形 ・吊下形
4. 音量調節器 ・スピーカー取付 ・ 壁取付
5. 接地 ・Ｄ種（１００Ω以下）

11 誘導支援設備

1. 通話網方式 ・ 親子式 ・ 相互式 ・ 複合式
2. 通話方式 ・ 同時通話式 ・ 交互通話式
3. 機種 ・ 電話型 ・ スピーカー型
4. その他 ・ テレビインターホン（カメラ角度調整機能 ・ 有 ・ 無）

12 テレビ共同受信設備

1. アンテナ ・ ＶＨＦ ・ ＵＨＦ ・ ＢＳ ・ ＣＳ
2. アンテナ支持マストの取付 ・ 壁面 ・ 自立
3. 同軸ケーブル ・ ＥＭ同軸ケーブル ・ 低損失形高周波同軸ケーブル（ＦＢ） ・ 高周波同軸ケーブル（２Ｖ）
4. 直列ユニット ・ ＣＳ、ＢＳ、ＵＶ共用形
5. 分岐器及び分配器 ・ ＣＳ、ＢＳ、ＵＶ共用形
6. 増幅器 ・ 設ける ・ 設けない
7. 支線 ・ ２２□（１．６×７） ・（ステンレス製 ・ 亜鉛鉄鋼撚線）

13 防犯設備

1. 工事範囲 ・ 配管 ・ 配線 ・ 機器等取付け
2. 受信機 ・ 回路（予備電源付）
3. 警戒方式 ・ 無線式 ・ 赤外線式 ・ 有線式 ・ 磁気式 ・ 光電式

14 自動火災報知設備

1. 工事範囲 ・ 自動火災報知設備 ・ 非常警報設備 ・ 自動閉鎖設備
2. 受信機 形式 ・ 自動火災報知設備と自動閉鎖設備の複合型 ・ 単独型
・ 自立形 ・ 壁掛
・ 表示窓式 ・ 地図式
回線数等 ・ 自動火災報知設備 型 級 回線
・ 自動閉鎖設備用 回線
・ Ｒ型 自動試験機能方式
遠隔試験機能方式（・ 有 ・ 無）
3. 副受信機 ・ 壁掛形 ・ 自立形
4. 発信器、表示灯、ベル等の配置 ・消火栓ボックスに組込む ・ 総合盤設置 ・ 単独設置
5. 中継器 自動試験機能（ ・ 有 ・ 無 ） 遠隔試験機能（・ 有 ・ 無 ）
6. 感知器 自動試験機能（ ・ 有 ・ 無 ） 遠隔試験機能（・ 有 ・ 無 ）

15 中央監視制御設備

1. 形式 ・警報盤 ・監視制御装置
・壁掛形 ・自立形 ・他の設備と併用
2. 監視制御対象 ・電灯設備 ・動力設備 ・計測設備 ・受変電設備 ・発電設備
3. その他 ・その他（ ）

16 構内配電線路

1. 配線方式 ⊙ 地中配線 ・ 架空配線
2. 地中線路の余長 ⊙ マンホール、ハンドホール内で、ケーブルの余長を見込む。
3. 埋設標識シート ケーブル埋設シートは折込式とする。
4. 埋設標 ・ コンクリート製 ⊙ 鉄製
5. マンホール ハンドホール付属品 ⊙ ケーブル支持金物は、 ・ ２箇所 ⊙ ４箇所
6. 地中管材料 ⊙ ＦＥＰ ・ ＨＩＶＥ ・ ＰＬＰ ・ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
・ ＦＥＰ ・ ＰＬＰ
・ 多孔陶管 ・その他（ ）
7. マンホール、ハンドホール形式 ・ 現場打ち ⊙ 既製品
8. その他 ⊙ ケーブル支持金物は、接地を施す。

17 構内通信線路

1. 通信線の種別 ・ 電話用 ・ ＴＶ用 ・ 機械警備用 ・ 火災報知用 ・ インターホン用
2. 配線方式 ・ 地中配線 ・ 架空配線
3. 地中線路の余長 ハンドホール内で、ケーブルの余長を見込む。
4. 埋設標識シート ケーブル埋設シートは折込式とする。
5. 埋設標 ・ コンクリート製 ・ 鉄製
6. ハンドホール付属品 ・ ケーブル支持金物は、 ・ ２箇所 ・ ４箇所
7. 地中管材料 ・ ＦＥＰ ・ ＨＩＶＥ ・ ＰＬＰ ・ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管
・多孔陶管 ・その他（ ）
8. マンホール、ハンドホール形式 ・ 現場打ち ・ 既製品

別表－１ 他工事との取り合い

工事内容		本工事	別途工事	
		（電気）	（機械）	（建築）
機器の基礎	・屋内設置（架台、アンカーボルトを除く）	※		※
	・屋上設置（架台、アンカーボルトを除く）			※
	・屋外設置（架台、アンカーボルトを除く）			※
	・架台、アンカーボルト	※		
貫通スリーブ（はり、床、壁）	・スリーブ	※		
	・補強鉄筋			※
	・スリーブの穴埋め	※		
箱入れ（はり、床、壁）	・箱入れ	※		
	・補強鉄筋			※
	・型枠の穴埋め	※		
天井、壁の切り込み	・墨出し	※		
	・下地組み、ボード類の切り込み（埋込照明器具、スピーカー等）	※		※
開口部補強	・軽量鉄骨天井、壁下地			※
インサート	・インサート	※		
換気扇の取付枠	・換気扇の取付枠		※	
電気配管配線	・機器附属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線		※	
	・機器附属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	※		
	・天井吊り機器（空調機、空調換気扇）の本体と操作スイッチ間の配管	※		
	・上記の配線		※	
	・パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管		※	
	・上記の配線		※	
	・電極棒及びフロートスイッチの本体		※	
	・上記の配管、配線	※		
自動制御	・電気配管			
	・電気配線			
	・電源供給	※		
浄化槽	・操作盤までの１次側電気工事			
	・操作盤以降の２次側電気工事			
建具類駆動装置	・建具類電動駆動装置の２次配線及び操作スイッチ			※
	・上記の配管			※
自動閉鎖装置	・自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強			※
	・上記の配管、配線	※		

３．機器取付高

機器取付高は、下表を標準とする。ただし、図示されたものを除く。また、監督職員の指示により変更することがある。

名称		測点	取付高（mm）
電力共通	取引用計器	地上～窓中心	１，８００～２，０００
	引込開閉器	床上～中心	１，８００～２，０００
電灯	分電盤	床上～中心	１，５００（上端１，９００以下）
	タンプラスイッチ（一般）	〃	１，３００
	タンプラスイッチ（身体障害者用）	〃	１，１００
	コンセント （一般）	〃	３００
	〃 （和室）	〃	１５０
	〃 （台上用）	台上～中心	１５０
	〃（厨房、機械室）	床上～中心	５００
	〃 （車庫）	〃	８００
	〃（液化石油ガス検知器）	〃	３００
	ブラケット （一般）	床上～上端	２，３００～２，５００
	〃 （踊場）	〃	２，０００～２，５００
	〃 （鏡上）	鏡上端～中心	３５０
	非常口誘導灯	床上～下端	１，５００以上
	廊下通路誘導灯	床上～上端	１，０００以下
動力	壁掛形制御盤	床上～中心	１，５００（上端１，９００以下）
	開閉器箱	〃	１，５００
	操作スイッチ押釦	〃	１，３００
電話	室内端子盤（廊下、室内）	床上～下端	３００
	中間端子盤（ＥＰＳ、電気室）	床上～中心	１，５００
	保安器箱	天井下～上端	２００
	壁付アウトレット （一般）	床上～中心	３００
	〃 （和室）	〃	１５０
時計拡声	壁掛形親時計	床上～中心	１，５００（上端１，９００以下）
	子時計	〃	（天井高）×０．９
	壁掛形スピーカー	〃	（天井高）×０．９
	壁付音量調整器	〃	１，３００
表示	出退表示盤	床上～中心	（天井高）×０．９
	壁付発信器（出退表示用）	〃	１，３００
電鈴	ブザー	床上～中心	（天井高）×０．９
	同上用押釦	〃	１，３００
呼び出し	壁付 ｲﾝﾀｰﾎﾝ （親機）	床上～中心	１，３００
	身体障害者用 ｲﾝﾀｰﾎﾝ （子機）	〃	１，１００
	呼出ボタン（身障者便所内）	〃	９００
	表示灯付復帰ボタン（身体障害者用）	〃	１，８００
テレビ	テレビ機器収容箱	天井下～上端	２００
	直列ユニット（一般）	床上～中心	３００
	〃 （和室）	〃	１５０
火災報知	受信機・副受信機	床上～中心	８００～１，５００
	火災総合盤	〃	８００～１，５００
	発信器	〃	８００～１，５００
	警報ベル	〃	２，３００
	表示灯	〃	２，１００
	ガス漏れ検知器（ＬＰガス）	床上～上端	３００
	ガス漏れ検知器（都市ガス）	天井面～中心	（天井面）－２００